

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年6月7日(2018.6.7)

【公表番号】特表2013-543893(P2013-543893A)

【公表日】平成25年12月9日(2013.12.9)

【年通号数】公開・登録公報2013-066

【出願番号】特願2013-540991(P2013-540991)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/422 (2006.01)

A 6 1 K 31/4439 (2006.01)

A 6 1 K 31/5375 (2006.01)

A 6 1 P 31/00 (2006.01)

A 6 1 K 9/20 (2006.01)

A 6 1 K 47/38 (2006.01)

A 6 1 K 47/04 (2006.01)

A 6 1 K 47/12 (2006.01)

A 6 1 K 47/26 (2006.01)

A 6 1 K 47/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/422

A 6 1 K 31/4439

A 6 1 K 31/5375

A 6 1 P 31/00

A 6 1 K 9/20

A 6 1 K 47/38

A 6 1 K 47/04

A 6 1 K 47/12

A 6 1 K 47/26

A 6 1 K 47/02

【誤訳訂正書】

【提出日】平成30年4月16日(2018.4.16)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0021

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0021】

他の実施態様において、本発明は薬学的組成物に関連し、ここで上記組成物は、物理的な混合物 (physical mixture) からなる。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) ラデゾリド、または薬学的に許容され得るその塩、

(b) ヒドロキシプロピルメチルセルロースポリマー、

(c) クロスカルメロースナトリウム、

(d) コロイド状二酸化ケイ素、ステアリン酸マグネシウム、およびそれらの混合物から選択される、滑沢剤、

(e) 微晶質セルロース、および

(f) ラクトース一水和物、第二リン酸カルシウム、およびそれらの混合物から選択される、充填剤

を含む物理的な混合物からなる、薬学的組成物。

【請求項2】

(a) ラデゾリド、または薬学的に許容され得るその塩、

(b) ヒドロキシプロピルメチルセルロースポリマー、

(c) クロスカルメロースナトリウム、

(d) コロイド状二酸化ケイ素、ステアリン酸マグネシウム、およびそれらの混合物から選択される、滑沢剤、および

(e) ラクトース一水和物、第二リン酸カルシウム、およびそれらの混合物から選択される、充填剤

を含む物理的な混合物からなる、薬学的組成物。

【請求項3】

前記ラデゾリドは、薬学的有効量を含む、請求項1または2に記載の薬学的組成物。

【請求項4】

前記ラデゾリドは、予防的有効量を含む、請求項1または2に記載の薬学的組成物。

【請求項5】

前記薬学的に許容され得る塩は、塩酸塩である、請求項1～4のいずれか1項に記載の薬学的組成物。

【請求項6】

前記ラデゾリドは、ラデゾリド一塩酸塩である、請求項1～5のいずれか1項に記載の薬学的組成物。

【請求項7】

前記ヒドロキシプロピルメチルセルロースポリマーは、ヒドロキシプロピルメチルセルロースアセテートスクシネット(HPMCAS)である、請求項1～6のいずれか1項に記載の薬学的組成物。

【請求項8】

前記HPMCASは、HPMCAS-M、HPMCAS-H、およびそれらの混合物から選択される、請求項7に記載の薬学的組成物。

【請求項9】

以下；

【表1】

成分	重量パーセント
<b>顆粒内</b>	
ラデゾリド塩酸塩(塩酸塩としての量)	20.31%
噴霧乾燥したHPMCAS-M	13.28%
噴霧乾燥したHPMCAS-H	13.28%
クロスカルメロースナトリウム	4.00%
微晶質セルロース	11.60%
ラクトース一水和物	11.60%
コロイド状二酸化ケイ素	0.75%
ステアリン酸マグネシウム	0.19%
<b>顆粒外</b>	
クロスカルメロースナトリウム	1.50%
第二リン酸カルシウム(DCグレード)	23.38%
コロイド状二酸化ケイ素	0.06%
ステアリン酸マグネシウム	0.06%

を含む物理的な混合物からなる、薬学的組成物。

#### 【請求項10】

患者において微生物感染症を処置するための、請求項1～9のいずれか1項に記載の薬学的組成物。

#### 【請求項11】

患者において微生物感染症を防止するための、請求項1～9のいずれか1項に記載の薬学的組成物。

#### 【請求項12】

患者において微生物感染症のリスクを低減するための、請求項1～9のいずれか1項に記載の薬学的組成物。

#### 【請求項13】

患者において微生物感染症を処置するための請求項1～9のいずれか1項に記載の薬学的組成物の製造におけるラデゾリドの使用。

#### 【請求項14】

患者において微生物感染症を防止するための請求項1～9のいずれか1項に記載の薬学的組成物の製造におけるラデゾリドの使用。

#### 【請求項15】

患者において微生物感染症のリスクを低減するための請求項1～9のいずれか1項に記載の薬学的組成物の製造におけるラデゾリドの使用。

#### 【請求項16】

前記患者は、ヒトまたは動物である、請求項10～12のいずれか1項に記載の薬学的組成物。

#### 【請求項17】

前記患者は、ヒトである、請求項10～12のいずれか1項に記載の薬学的組成物。

#### 【請求項18】

前記患者は、ヒトまたは動物である、請求項13～15のいずれか1項に記載の使用。

#### 【請求項19】

前記患者は、ヒトである、請求項13～15のいずれか1項に記載の使用。